⑹　入札方法　入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価。小数点以下を含むことができる。）及び年間予定使用電力量に対する単価（電力料金単価。小数点以下を含むことができる。）を根拠とし、あらかじめ仕様書で提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）により落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

２　競争参加者資格

⑴　独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　令和４・５・６年度文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、関東・甲信越地域の「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされている者であること。

なお、当該競争参加資格については、令和６年３月29日付け号外政府調達第58号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。

⑶　電気事業法（昭和39年法律第170号）第２条の２の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

⑷　省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たすこと。

⑸　契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

⑹　入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

なお、入札書の提出を持って誓約したものとする。

３　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒110―0007 東京都台東区上野公園７―７
独立行政法人国立美術館　国立西洋美術館　総務課管理室会計担当係　中山　仁志　電話 03―3828―5143
E-mail：kaikei※nmwa.go.jp（※は@に置き換えること）

⑵　入札説明書の交付方法　電子メールにより交付する。件名を「国立美術館で使用する電気一式仕様書等希望（組織名）」とした配付希望のメール及び別添「調達関係書類等交付依頼書」を⑴の宛先に送ること。

⑶　入札書等の提出期限　令和７年１月10日（金）17時00分

⑷　開札の日時及び場所　令和７年１月17日（金）11時00分　国立西洋美術館　地下１階会議室

４　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに入札説明書に示す証明書類等を添付して入札書の提出期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、分任契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を供給できると分任契約担当役が判断した入札者であって、独立行政法人国立美術館会計規則第21条第１項及び独立行政法人国立美術館契約事務取扱規則第11条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

５　Summary

⑴　Contracting Entity : TANAKA Masayuki, Director, Independent Administrative Institution National Museum of Art, National Museum of Western Art

⑵　Classification of the services to be required : 26

⑶　Nature and quantity of the products to be purchased :

A　1 set of Contact of Electricity to be used in The National Museum of Modern Art, Tokyo.

B　1 set of Contact of Electricity to be used in National Film Archive of Japan.

C　1 set of Contact of Electricity to be used in The National Museum of Western Art.

D　1 set of Contact of Electricity to be used in The National Art Center, Tokyo.

⑷　Delivery period : From 1 April 2025 through 31 March 2026.

⑸　Delivery place : As in the tender documentation.

⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

A　Not come under Article 5 and 6 of the Regulation concerning Contract for Independent Administrative Institution National Museum of Art.

B　Have the Grade A, B or C qualification during fiscal years 2022, 2023 and 2024 in the Kanto-Koshinetsu area in “Sales of Product” for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency.

C　Have permission to be a general electric enterprise in accordance with Article 2―2 of the Electricity Utilities Industry Law.

D　Fulfill the requirement mentioned in the tender manual that are stated from the viewpoint of reducing CO_2.

E　Not be currently under a suspension of business order as instructed by Independent Administrative Institution National Museum of Art.

⑺　Time-limit for Tender : 17 : 00, 10 January, 2025.

⑻　Contact point for the notice : NAKAYAMA Hitoshi, Procurement Section, Administrative Department, Institution National Museum of Art, National Museum of Western Art, 7―7 Ueno-koen Taito-ku Tokyo 110―0007 Japan TEL 03―3828―5143

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年11月21日

独立行政法人国立文化財機構

分任契約担当役

九州国立博物館　副館長　小泉　惠英

◎調達機関番号　609　◎所在地番号　40

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　26

⑵　購入等件名及び数量　九州国立博物館で使用する電気　契約電力1,450kW　年間予定使用電力量6,790,000kWh

⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。

⑷　納入期間　令和７年４月１日から令和８年３月31日

⑸　納入場所　九州国立博物館

⑹　入札方法　入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（kWh）及び使用電力量に対する単価を記載すること。（小数点以下を含むことができる）落札の決定は、本館が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするため、課税対象金額（消費税額及び地方消費税額を含む。ただし、当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）の合計額を入札書に記載すること。

２　競争参加資格

⑴　独立行政法人国立文化財機構契約事務取扱細則第４条及び第５条の規定に該当しない者であること。